仮設店舗営業届出書

【必要書類】

書　類　名	備　　考
仮設店舗営業届出書 （別記様式第14号の２）	記載要領は次頁以降の記載例参照

※　仮設店舗営業届出書は正本１通のみ必要となります。
※　手数料は必要ありません。
※　仮設店舗を設置する日時、場所については、具体的に記載してください。
　以下のような日時、場所が特定できない記載は認められません。
　（不適切な記載例）
　　【日時】
　　×「令和●年●月●日から同年●月●日までのいずれかの日」
　　×「０時から24時まで」
　　【場所】
　　×場所が定まっていない
　　×住所の番地が特定されていない
　　×大型ビル、展示場などの大規模施設内での営業する場合に、その階フロア等の記載がない
※　仮設店舗で古物を買い受け等しようとする古物商は、仮設店舗営業届出書を仮設店舗において古物営業を営む日から３日前までにその場所を管轄する警察署に提出しなければなりません。

別記様式第１４号の２（第１４条の２関係）

仮設店舗営業届出書

古物営業法第14条第１項ただし書の規定により仮設店舗における営業の届出をします。

●年　●月　●日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	921000000001
許可年月日	平成●年　●月　●日
(ふりがな) 氏名又は名称	ながさき　たろう 長崎　太郎

1	日時	令和○年○月○日　午前10時から午後５時までの間
	場所	長崎県長崎市尾上町●番●号 合同庁舎1号館1階エントランス
2	日時	
	場所	
3	日時	
	場所	
4	日時	
	場所	

記載要領　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。